



ペット(犬・猫)の輸送について

本情報は 2007 年 11 月に調査した内容を掲載しています。実際の輸送時には、[オーストラリア検疫検査局](#)、並びに[農林水産省動物検疫所](#)にご確認ください。



ペットを日本へ連れて行くためには、オーストラリアでの輸出検疫と日本での輸入検疫を受ける必要があります。外国から日本に輸入される犬・猫は、狂犬病とレプトスピラ症(犬のみ)についての検疫の為、一定期間の係留検査を受けなければなりません。幸いオーストラリアは狂犬病の発生の無い「指定地域」に認定されていますので、マイクロチップによる個体識別などの必要事項が記載された輸出国政府機関発行の証明書があれば、12 時間以内の係留となります。

1. 輸入の事前届出

日本への到着日が決まったら、日本到着の 40 日前までに、到着する空港の所在地を管轄する[動物検疫所](#)に届出が必要です。「[届出書](#)」はファクシミリ又は郵送も可能ですが、「[輸入犬等の届出情報処理システム](#)」の利用が便利です。

届出が受け付けられると「動物の輸入に関する届出受理書」が発行されますので、オーストラリア検疫検査局での「輸出許可書」の発行時、及び航空会社へのペット引渡し時に提示してください。

輸入検査申請時には、届出受理書に付される「届出受理番号」が必要となりますので、必ずご確認ください。

2. 必要な前段階の検査と処置の手配

オーストラリア検疫検査局の認定した[獣医師](#)と今後の手順を相談し、必要な前段階の検査、処置を手配します。

日本への輸入に際し、必要な証明事項は、以下の通りです。

1. マイクロチップによる個体識別がなされていること
2. 指定地域において過去 180 日間若しくは出生以降飼養されていたこと、又は、日本から輸出された後、指定地域のみにおいて飼養されていたこと
3. 当該指定地域に過去 2 年間狂犬病の発生がなかったこと
4. 出発前の検査で、狂犬病(犬の場合にはレプトスピラ症についても必要)にかかっていないか又はかかっている疑いがないこと

狂犬病以外の予防注射を実施していないことにより、輸入を認められなかったり、係留期間が長くなったりすることはありますが、動物検疫所では、輸送・係留中にペットが伝染病に感染する可能性がある為、日本到着 30 日前までに予防注射(ジステンパー、伝染性肝炎(アデノウイルス 2 型で可)、パルボウイルス感染症の 3 種混合、パラインフルエンザ、レプトスピラ病、コロナウイルス感染症)の接種を推奨しています。又、出発 4 日前までの駆虫(ダニ、ノミの外部寄生虫、線虫、条虫を対象とした腸内寄生虫の駆除)を勧めています。

獣医師に説明する際の英語表記については、以下をご参照ください。

30 days before arrival in Japan it is recommended that dogs older than 91 days be vaccinated for:

- Distemper
- Contagious hepatitis (Adenovirus type II acceptable)
- Parvovirus infectious disease trivalent vaccine

Also suggested are

- Parainfluenza
- Leptospirosis
- Caronavirus infectious disease immunizations

With 4 days of boarding it is recommended that dogs be treated for:

- External parasites such as mites and fleas
- Internal parasites such as nematodes and tapeworm

3. 航空会社への事前予約

大切な家族の一員であるペットは、お客様とご一緒の直行便フライトで帰国する事をお勧めします。航空券を購入したら、利用航空会社に早めに予約を入れましょう。

お客様とご一緒でなく、ペットのみの輸送をご希望の場合は、最寄の日本通運にお問い合わせください。

航空会社により、受託条件が異なりますので、充分ご注意ください。

注) [日本航空](#)では、フレンチブルドック及びブルドックは受託していません。

注) ジェットスターでは、ペットとの同乗はできません。

4. オーストラリア検疫検査局への輸出申請

[輸出申請書類](#) (Notice of Intention to Export)を、輸出の 10 日前までに[オーストラリア検疫検査局](#)に提出します。(ファクシミリ可)

又、輸出申請が受理されてから、「輸出許可書」と「健康証明書」の受け取り日時(以下5. の最終検査後)を予約します。

5. 最終検査

認定[獣医師](#)で、出国の 72 時間以内に、狂犬病及びレプトスピラ症にかかっていないか又はかかっている疑いがない事について最終検査を受けます。

獣医師に作成してもらう書類については、[動物検疫所が推奨する書式\(A, B\)](#)を使用して下さい。書式Bの 1 ページ目を獣医師に記載してもらいます。

6. オーストラリア検疫検査局での書類の受け取り

上記4. にて予約した日時に、全ての検査結果、証明書類、「動物の輸入に関する届出受理書」を持ってオーストラリア検疫検査局に行き、「輸出許可書」と「健康証明書」を受け取ります。(ペット持ち込みは通常必要ありませんが、検疫検査局にご確認ください。)

書類のサンプルは以下の通りですが、これに加え、上記5. の推奨証明書式にも公印をもらってください。(過去の事例をみると、書式 A には公印が押されていない様です。内容的には Health Certificate にてカバーされています。)

検疫検査局での手続き料は@AU\$52.00/15 分とされています。

尚、グレイハウンドを輸出する場合は別途申告が必要となりますのでご注意ください。

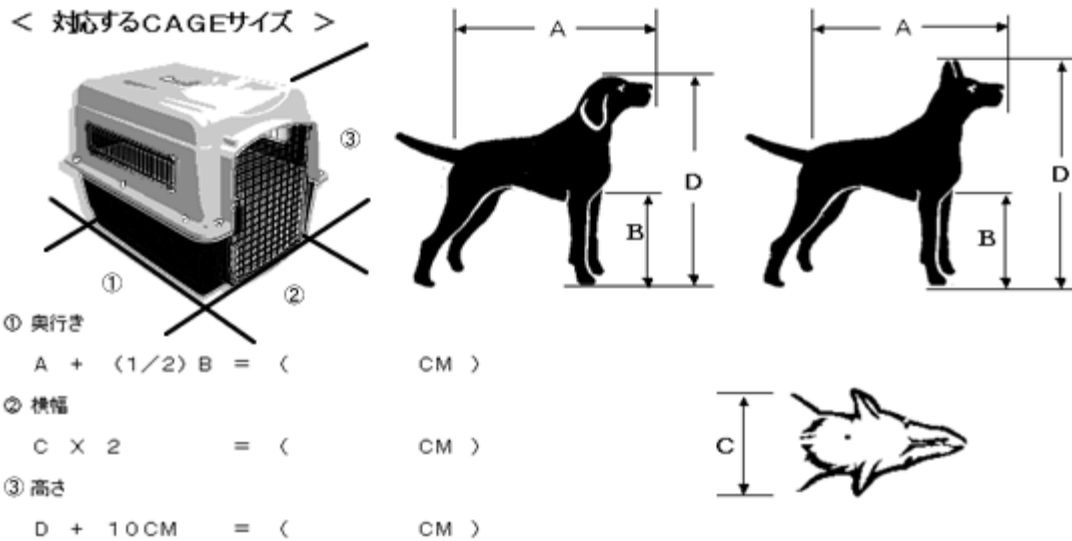
7. 到着予定の連絡とケージの準備

到着時の手続きを迅速に行うために、日本到着の 4 日前から前日までに、事前届出の受理番号、搭載便名、到着予定空港、到着予定時間を、管轄する[動物検疫所](#)へ電話、ファクシミリ又は電子メールで連絡します。

又、十分な大きさのケージ(おり)を事前に用意する事が必要です。

目安として、ケージ内の動物がまっすぐ立った状態で、耳・頭が天井に着かない、自由に立ったり座ったり出来る、立ってぐるっと回る事が出来る事が最低限の大きさとなります。

尚、空港でのチェックインは諸手続きに時間を要しますので、早めに空港に到着するようにしましょう。



8. 日本到着後の輸入検査

日本到着後は、動物検疫所に「[輸入検査申請書](#)」を提出し、家畜防疫官の行なう検査を受けてください。
 個体識別や証明内容に不備がある場合は、長期間(180日以内)の係留検査が必要となる場合があります。

輸入検査後のペットの輸送等については、最寄の日本通運までお問い合わせください。

日本通運 動物輸送(輸入)取扱窓口

支店・課所名	電話	電子メール
成田空港支店 国際営業第二課	0476-32-8014	nri-tyo@air.nittsu.co.jp
中部空港支店 生鮮営業課	0569-38-2259	nip-ngo@air.nittsu.co.jp
関西空港支店 生鮮営業課	072-456-5927	kxp-osa@air.nittsu.co.jp
福岡航空支店 輸入カスタマーサービス課	092-477-0253	fip-fuk@air.nittsu.co.jp

9. 市町村窓口での登録

日本国内での犬の登録が済んでいない場合は、輸入後30日以内に「犬の輸入検疫証明書」を市町村窓口に持参して登録手続きを行なって下さい。

犬・猫以外のペットの輸送については、[農林水産省動物検疫所](#)にご確認下さい。

動物検疫所連絡先

所名	輸入空港 (港)	電話	ファクシミリ	電子メール
横浜本所 (動物検疫課)	京浜港	045-751-5921	045-751-5951	y-dobutu@maff-aqs.go.jp
成田支所検疫第1課	成田国際空港	0476-32-6664	0476-30-3011	na-k1@maff-aqs.go.jp
成田支所検疫第2課	成田国際空港	0476-34-2342	0476-34-2338	na-k2@maff-aqs.go.jp
(貨物検査場)	成田国際空港	0476-32-6655	0476-30-3012	n-kamotu@maff-aqs.go.jp
中部空港支所	中部国際空港	0569-38-8577	0569-38-8585	meiku@maff-aqs.go.jp
関西空港支所検疫 課	関西国際空港	072-455-1956	072-455-1957	ka-ken@maff-aqs.go.jp
(貨物検査場)	関西国際空港	072-455-1958	072-455-1959	k-kamotu@maff-aqs.go.jp
福岡空港出張所	福岡空港	092-477-0080	092-477-7580	fukuoka@maff-aqs.go.jp

(2006年6月現在)

★お問い合わせは緊急の場合を除いて FAX または E-MAIL でお願ひします。